

平成18年6月14日

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
ヴィンキュラム ジャパン株式会社
代表取締役社長 ト 部 邦 彦

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、株主総会の会日の前日（平成18年6月28日）までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
大阪全日空ホテル 4階 平安の間
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第17期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書報告の件
決議事項
第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（20頁から29頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〔添付書類〕

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、原油価格高騰による内外経済に与える影響等の懸念材料はあるものの、企業収益の改善により設備投資が増加するとともに雇用情勢の改善、個人消費の増加等の国内民間需要に支えられ、景気は回復基調で推移いたしました。

情報サービス業界におきましても、依然として価格に対する圧力はあるものの、クレジットカード業界等の分野で人手不足感が高まるなど、顧客企業の収益改善に伴い、将来を見据えたシステム投資に意欲的で需要が高まっております。

このような環境の中、当社の競争力の源泉は「独自性」であるとの認識に立ち、「独自の事業領域でNo.1 ビジネスユニットの集合体企業を目指す」という経営方針のもと、事業展開を行ってまいりました。

特に、流通・サービス業界向け基幹システム分野においては高付加価値なサービスの提供に注力するとともに、クレジットカードシステム分野においては事業領域を再定義し、カードシステムパッケージベンダーとのアライアンスの強化に注力いたしました。一方、各種パッケージソフトウェアにおいては、製品間の連携強化はもちろんのこと、小売業チェーンストア向け商品管理基幹システム「MDware」の販売を開始する等、品揃えの充実を図り顧客満足度の向上に努めてまいりました。

また、当社は、平成17年12月にジャスダック証券取引所に上場し、上場企業として社会的責任を果たすため、組織力の強化、法令順守の徹底等内部管理体制・情報開示体制の強化を図るとともに、今後より一層の企業価値の向上を図るため、営業力の強化、品質・生産性の向上、人材育成と拡充に注力いたしました。

以上の結果、当期の業績は、売上高126億5百万円（前期比17.7%増）、経常利益8億73百万円（同35.0%増）、当期純利益5億82百万円（同39.0%増）となりました。

事業別の状況

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

（アウトソーシング事業）

アウトソーシング事業につきましては、超ユーザー系IT企業の強みを生かし、ITサポート体制の見直し・拡充を実施したことにより、ソフトウェア保守・ヘルプデスクサービスが順調に推移いたしました。また、小売業向けASPサービスにおいても、高品質でありながらローコストなサービスを提供することで顧客ニーズを的確に捉え、大幅に増加いたしました。しかしながら、主要顧客の店舗の統合や新システムへの入替え等により、システム運用サービスは前年を下回る推移となりました。

以上の結果、アウトソーシング事業の売上高は55億97百万円（前期比2.2%増）となりました。

（ソリューション事業）

ソリューション事業につきましては、主要顧客である大手小売業のソフト開発案件が減少したことにより、流通・サービス業向け基幹システム分野の売上高は前年を下回る結果となりました。しかしながら、ERP分野を対象としたシステム開発業務では、小売業向けの人事給与システムソリューションが顕著に売上高を伸ばし、クレジットカード業界向けのソリューションにつきましても、新規開発案件の獲得と安定したサービスの提供により売上高は大幅に増加し、ソリューション事業全体では順調な推移となりました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は30億40百万円（前期比12.9%増）となりました。

(プロダクト事業)

プロダクト事業につきましては、当社の主力製品であるオープンPOSパッケージの「ANY-CUBE」が、ドラッグストア業界向け、アパレル業界向け等順調に推移いたしました。また、システム自動運用パッケージの「AUTO/400」シリーズは、機能強化等を図り市場拡大に注力したことにより好調な推移となりました。しかしながら、CRMパッケージの「Satisfai」は引合い・商談は活発であり受注高は増加したものの、売上高は前年を下回る推移となりました。プロダクト事業全体では翌期へ納品時期がシフトした案件の影響により、売上高は横ばいの推移となりました。

以上の結果、プロダクト事業の売上高は8億7百万円（前期比0.9%増）となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、主要顧客の店舗システム入替えによる導入・展開案件により売上高は大幅に増加いたしました。また、電子商談（調達）サービスは、流通業におけるサプライチェーン全体のコスト削減と効率化を図ることで、お客様からの高い評価を得ることができ、大幅な売上高の増加となりました。更に、システム機器販売では、主要顧客を中心にパソコンやサーバー等の販売に加え、納品した時点で顧客がすぐにパソコンを利用できるサービスの提供等他社との差別化を図るとともに、コストパフォーマンスの向上を実現したことにより、売上高は大幅に増加いたしました。

以上の結果、その他事業の売上高は31億60百万円（前期比82.0%増）となりました。

(単位：千円)

	第 16 期 (平成17年3月期)		第 17 期 (平成18年3月期)		前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
アウトソーシング事業	5,477,627	51.2%	5,597,429	44.4%	119,801	102.2%
ソリューション事業	2,693,029	25.1	3,040,951	24.1	347,922	112.9
プロダクト事業	799,680	7.5	807,064	6.4	7,384	100.9
その他事業	1,735,939	16.2	3,160,224	25.1	1,424,285	182.0
合 計	10,706,277	100.0	12,605,671	100.0	1,899,393	117.7

(2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、7億55百万円であり、その主なものは、ASPサービス用機器・ソフトウェアの取得および開発費5億27百万円、コンピュータ通信関連機器等の取得63百万円、社内システム用ソフトウェアの取得および開発費26百万円、社内セキュリティ関連機器の取得16百万円であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

当期中に実施いたしました設備投資の所要資金には、自己資金にて充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成17年12月2日のジャスダック証券取引所への株式上場に際し、平成17年12月1日を払込期日として公募により3,500株の時価発行増資（発行価額 1株につき195,500円、払込金額 1株につき251,640円）を実施し、総額8億80百万円の資金調達を行いました。

調達した資金につきましては、プロダクト事業の更なる拡大を図るため、主に流通・サービス業界向けパッケージソフトウェア製品の開発資金に充当いたします。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第13期 平成14年3月期	第14期 平成15年3月期	第15期 平成16年3月期	第16期 平成17年3月期	第17期(当期) 平成18年3月期
売 上 高 (千円)	493,754	8,153,143	8,377,505	10,706,277	12,605,671
経 常 利 益 (千円)	6,667	503,660	561,408	646,712	873,017
当期純利益 (千円)	△109,463	183,136	276,127	418,812	582,313
1株当たりの当期純利益	△27,365円86銭	41,884円15銭	64,731円92銭	99,065円56銭	18,952円00銭
総 資 産 (千円)	2,615,586	3,082,436	3,547,881	5,047,447	6,436,267
純 資 産 (千円)	982,210	1,164,187	1,385,860	1,748,274	3,130,619
1株当たりの純資産	245,552円61銭	287,146円77銭	342,165円14銭	431,431円17銭	98,437円13銭

- (注) 1. 第14期から、1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」が平成14年4月1日以降に開始する営業年度に適用されることになったことに伴い、第14期から同基準および適用指針によっております。
2. 第15期より改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 第13期は、決算期変更により1ヶ月間のみの決算を実施しております。なお、当期純損失の要因は、マイカルグループ破綻に起因する貸倒および不良債権処理による損失計上のためであります。
5. 第14期は、マイカルグループ以外の取引高が増加した結果、若干ながら増収（第12期と対比）となりました。また、保守・運用の作業効率向上や外注費、レンタル料の削減等原価低減に注力したことにより増益（第12期と対比）となりました。
6. 第15期は、消費税総額表示の法改正による追い風もあり、主要顧客である小売業向け売上高が堅調に推移したことにより若干の増収となりました。また、生産性向上に注力し原価低減に努めたことにより増益となりました。
7. 第16期は、主要顧客向け小売業システムおよび店舗系システム導入展開サービスの大型案件の受注により大幅な増収、増益となりました。
8. 第17期（当期）については、前記「(1) 営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 会社が対処すべき課題

当社は、情報サービス業界を取り巻く環境の変化（顧客ニーズの高度化、技術革新のスピード化、グローバル化など）の中で、当社は競争力の源泉は「独自性」であるとの認識に立ち、単なる規模の拡大競争や価格競争を排除し、「独自性の競争」を追求すべく以下の課題に取り組んでおります。

① 独自製品、サービスの継続的な開発と改良

顧客ニーズ、特に日々顧客現場で発生する新たな顧客ニーズから、当社独自の製品やサービスを継続的に開発してまいります。そして、これらの製品やサービスを実際の顧客現場で更に磨きをかけて、継続的な改良を続けてまいります。また、各製品、サービス間の連携を強化し、更なる高付加価値化、差別化を推進してまいります。

② 営業力の強化

営業部員を質、量ともに増強し、流通・サービス業顧客に対して、コンサルティング営業ができる要員の育成と営業体制の確立を推進してまいります。

③ 品質・生産性の向上

システム開発面ではCMMI®（注1）レベル3の達成、システム運用面ではITIL（注2）に準じた運用業務の標準化を早期に達成し、更なる品質・生産性の向上を推進してまいります。

④ 更なるセキュリティの強化

平成12年プライバシーマーク認証取得、平成17年ISMS（注3）認証取得など、これまでもセキュリティの強化に努めてまいりましたが、情報漏洩、不正アクセスの増加などの社会情勢に対応すべく、今後も継続的に更なるセキュリティの強化を推進してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保

当社の企業目標を達成するためには、仕事を通して自己実現をしたいという高い意欲、高いITスキル、流通・サービス業への関心、顧客に対する使命感などを有する優秀な人材が不可欠と認識しております。新卒採用、キャリア採用をともに強化し、優秀な人材の確保を推進してまいります。また、働くことへの価値観の多様化に対応して、多様な人事体系の整備なども進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注1) CMMI® (Capability Maturity Model Integration)

ソフトウェア開発の組織能力を評価するための基準（5段階のレベル）として、米国カーネギーメロン大学のソフトウェア工学研究所が開発したプロセス成熟度モデルであり、米国連邦政府がソフトウェアの調達基準にCMMI®を導入しているほか、日本でも経済産業省によりCMMI®の日本語訳が公開されるなど、国際標準的な指標として普及しているものであります。

(注2) ITIL (Information Technology Infrastructure Library)

英国商務局が、ITサービス管理・運用規則に関するベストプラクティスを調和的かつ包括的にまとめたガイドブックであり、ITサービス管理を実行する上での業務プロセスと手法を体系的に標準化されているため、ITに関する社内規則や手順などの設定・見直しを行う際のガイドラインとして現在、システム運用管理の分野で注目を集めているものであります。

(注3) ISMS (Information Security Management System)

経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会が運用を開始した、情報セキュリティマネジメントシステムに関する適合性評価制度であり、情報資産を安全に運用するために、組織としての方針および目的を定め、その目的を達成するための仕組みをつくり運用し、基準をクリアしている企業に与えられる認証であります。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社の事業内容は、アウトソーシング事業、ソリューション事業、プロダクト事業およびこれらに付随するその他事業の4事業であり、流通・サービス業におけるシステム開発業務(ソリューション事業)および運用業務(アウトソーシング事業)等の事業展開において蓄積した流通・サービス業における経験、技術、ノウハウを基盤として、独自のパッケージソフトウェアを開発し、事業展開(プロダクト事業)しております。また、プロダクト事業におけるパッケージソフトウェア導入等により新たに開拓した有力顧客に対して、取引範囲をソリューション事業およびアウトソーシング事業に拡大させるとともに、当該顧客との取引において取得した経験、技術、ノウハウ等を、パッケージソフトウェアの機能向上や新たなパッケージソフトウェア開発に活用するという事業サイクルにより、業容拡大を進めております。

(2) 事業所

本社	大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
データセンター	大阪市北区堂島三丁目1番21号
東京事業所	東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
幕張事業所	千葉市美浜区中瀬二丁目6番

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 112,000株
 ② 発行済株式の総数 31,500株

- (注) 1. 平成17年6月25日開催の第16回定時株主総会において定款変更議案が決議され、会社が発行する株式の総数は、8,000株増加して16,000株になりました。
 2. 平成17年6月28日開催の当社取締役会決議により、平成17年8月31日付で1株を7株に株式分割するとともに、当社定款を変更し、会社が発行する株式の総数を分割比率に応じて増加することといたしました。これにより会社が発行する株式の総数は、96,000株増加して112,000株に、発行済株式の総数は、24,000株増加して28,000株になりました。
 3. 平成17年12月2日付をもって公募増資による新株式3,500株を発行し、発行済株式の総数は31,500株になりました。

- ③ 当期末株主数 2,084名
 ④ 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
富士ソフトエービー株式会社	19,025株	60.39%	－株	－%
ヴァンキュラム ジャパン従業員持株会	1,296	4.11	－	－
ト 部 邦 彦	700	2.22	－	－
日本証券金融株式会社	594	1.88	－	－
バンク オブ ニュー ヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ンツ イー アイエスジ	523	1.66	－	－
城 田 正 昭	390	1.23	－	－
大 西 誠	256	0.81	－	－
井 口 與 志 昭	246	0.78	－	－
稲 吉 正 樹	225	0.71	－	－
中 尾 達 成	206	0.65	－	－
足 立 金 治	206	0.65	－	－
長 田 光 男	206	0.65	－	－
新 岡 弘 行	206	0.65	－	－

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

該当する事項はありません。

(5) 主要な借入先

借入先	借入残高（千円）	借入先が有する当社の株式数（出資比率）	
三菱東京UFJ銀行	100,000	一株	－%

(6) 重要な企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社は富士ソフイービー株式会社であり、当社の議決権60.39%（19,025株）を保有しております。

当社は、親会社に対して、主にシステム機器の仕入、ソフトウェア開発の外注を行っているほか、親会社からソフトウェア開発の委託を受けております。

(7) 従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
361名	（34名増）	34.3歳	6.9年

- (注) 1. 上記には受入出向者2名および臨時雇用者21名を含みますが、出向者1名は含んでおりません。
2. 従業員数の増加要因は、業容拡大を図るため、積極的な採用を行ったことによるものであります。

(8) 取締役および監査役

氏 名	会社における地位および担当または主な職業	
ト 部 邦 彦	代表取締役社長	
城 田 正 昭	専務取締役	プロジェクト統括部長兼ERPソリューション部分掌兼流通システムソリューション部分掌
長 田 光 男	取締役	流通システムプロダクト事業部長
大 西 誠	取締役	GMSシステム事業部長兼特定顧客第一システム部分掌兼運行センター分掌
新 岡 弘 行	取締役	ソフトウェアセンター長兼テクニカルソリューション部分掌
足 立 金 治	取締役	管理部長
猪 原 幸 裕	取締役	(兼)富士ソフトエービーシ株式会社 IT事業本部公共・公益事業推進部長
井 口 與志昭	監査役	
巨 勢 欣一郎	監査役	(兼)富士ソフトエービーシ株式会社 IT事業本部大阪事業所長

(注) 当期中の取締役の担当または主な職業の変更は次のとおりであります。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日
城 田 正 昭	プロジェクト統括部長 兼カードシステム事業 部分掌兼ERPソ リューション部分掌	プロジェクト統括部長 兼ERPソリュー ション部分掌兼流通シ ステムソリューション部 分掌	平成17年4月11日
大 西 誠	GMSシステム事業部 長	GMSシステム事業部 長兼特定顧客第一シ ステム部分掌兼運行セ ンター分掌	平成17年4月11日

(注) 本営業報告書中の記載金額は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,887,807	流動負債	3,142,475
現金及び預金	1,881,962	買掛金	1,725,042
受取手形	36,416	一年以内返済長期借入金	100,000
売掛金	2,265,272	未払金	478,549
商品	11,628	未払費用	90,115
仕掛品	414,661	未払法人税等	236,762
貯蔵品	4,247	未払消費税等	19,919
前払費用	67,666	前受金	68,655
繰延税金資産	229,998	預り金	194,460
未収入金	863	賞与引当金	228,970
その他	28	固定負債	163,172
貸倒引当金	△24,938	役員退職慰労引当金	83,904
固定資産	1,548,459	長期未払金	79,267
有形固定資産	298,656	負債合計	3,305,648
建物	41,749	(資 本 の 部)	
構築物	3,205	資本金	542,125
工具器具備品	253,701	資本剰余金	584,263
無形固定資産	976,839	資本準備金	584,263
営業権	7,000	利益剰余金	1,999,190
商標権	1,135	利益準備金	33,490
電話加入権	58,375	任意積立金	800,000
施設利用権	17,209	別途積立金	800,000
ソフトウェア	788,119	当期未処分利益	1,165,700
ソフトウェア仮勘定	104,999	株式等評価差額金	5,040
投資その他の資産	272,963	資本合計	3,130,619
投資有価証券	44,250	負債及び資本合計	6,436,267
差入保証金	73,495		
繰延税金資産	154,775		
長期前払費用	443		
資産合計	6,436,267		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営 業 収 益 売 上 高	12,605,671
		営 業 費 用 売 上 原 価	10,226,286
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,450,074
		営 業 利 益	929,309
	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益	
		受 取 利 息	0
		受 取 配 当 金	210
		受 取 保 険 手 数 料	971
		助 成 金 収 入	1,010
		雑 収 入	796
	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	1,018	
	固 定 資 産 除 却 損	35,831	
	商 品 評 価 損	69	
	システムサービス障害対応費用	19,049	
	為 替 差 損	1,062	
	雑 損 失	2,250	
	経 常 利 益	873,017	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		—
	特 別 損 失		—
税 引 前 当 期 純 利 益			873,017
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		357,924	
法 人 税 等 調 整 額		△67,221	290,703
当 期 純 利 益			582,313
前 期 繰 越 利 益			583,387
当 期 未 処 分 利 益			1,165,700

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品 …………… 移動平均法による原価法

仕掛品 …………… 個別法による原価法

貯蔵品 …………… 個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物 …………… 定額法

構築物 …………… 定率法

工具器具備品 …………… 定率法

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 2～18年

構築物 …………… 10年

工具器具備品 …………… 2～20年

無形固定資産

無形固定資産（ソフトウェアを除く）については、定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりであります。

（市場販売目的のソフトウェア）

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

（自社利用目的のソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当営業年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) リース資産の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 支配株主に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	22,347千円
短期金銭債務	183,052千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 674,442千円

(4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として、電子計算機およびその周辺機器があります。

(5) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額 5,040千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満切捨てにより表示しております。

(2) 支配株主との取引高は次のとおりであります。

売上高	52,521千円
仕入高	295,397千円
その他の営業取引	330,643千円
営業取引以外の取引高	34,800千円
(3) 1株当たりの当期純利益	18,952円00銭

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,165,700,998
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	103,950,000
1 株 に つ き 3,300円	
(普 通 配 当 2,600円)	
(記 念 配 当 700円)	
役 員 賞 与	29,850,000
(う ち 監 査 役 分)	(2,450,000)
別 途 積 立 金	300,000,000
計	433,800,000
次 期 繰 越 利 益	731,900,998

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第17期営業年度の取締役の職務執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

平成18年5月16日

ヴァインキュラム ジャパン株式会社
監 査 役 井 口 與志昭 ㊞
監 査 役 巨 勢 欣一郎 ㊞

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

31,500個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（13頁から18頁まで）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株につき普通配当2,600円にジャスダック証券取引所上場を記念いたしまして、記念配当700円を加え、1株につき3,300円とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役6名および監査役1名に対し、役員賞与金29,850,000円（うち監査役分2,450,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、取締役会は、貸借対照表および損益計算書とも法令および定款に従い会社の財産ならびに損益の状況を正しく示しているものと判断しております。監査役の意見の要旨は、添付書類（19頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 公告における周知性の向上および手続の合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。（変更案第5条）
- (2) 当社は、第17期営業年度において資本金が5億円以上になりました。これに伴い、監査役会および会計監査人を置く必要があることから、規定を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。（変更案第4条、第5章および第6章）
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるように、取締役会決議による自己の株式の取得を可能にするための規定を新設するものであります。（変更案第8条）
- (4) 株主の皆様に対して、取締役の信を問う機会を増やすとともに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行2年から1年に短縮するものであります。（変更案第20条）

- (5) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、本規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。（変更案第28条）
- (6) 当社株式が平成17年12月2日をもってジャスダック証券取引所へ上場されたことに伴い、株券保管振替制度において取扱われていることから、所要の変更を行うものであります。（変更案第9条および第14条）
- (7) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。
- ①「会社法」により、定款に特段の定めのない場合における株主総会の開催地に関する制限が廃止されました。これに伴い、当社が株主総会を本店所在地である大阪市またはその隣接地において開催することを明確にするための規定を新設するものであります。（変更案第12条）
- ②「会社法施行規則」および「会社計算規則」により、株主総会参考書類等につき、インターネットによる提供が可能になりました。これに伴い、株主総会参考書類等につき、インターネットによる開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。（変更案第14条）
- ③「会社法」により、取締役会決議の目的となる事項について、当該議決に加わることでできる取締役全員の同意があり、かつ、監査役の異議がない場合は、取締役会の書面決議が可能になりました。これに伴い、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変に対応することができるように、取締役会の書面決議を可能にするための規定を新設するものであります。（変更案第25条）
- ④「会社法」により、社外監査役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として責任を限定する旨の契約を締結することが可能となりました。これに伴い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。（変更案第37条）
- ⑤「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」および「会社法」により、定款に定めたものとみなされる事項を含めまして、全般にわたって、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行うものであります。
- (8) 以上の条文の新設等に伴い、対応する条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 (商号) (条文省略)</p>	<p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p>
<p>第 2 条 (目的) (条文省略)</p>	<p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p>
<p>第 3 条 (本店の所在地) 当会社、本店を大阪市におく。 (新設)</p>	<p>第 3 条 (本店の所在地) 当会社は、本店を大阪市に置く。</p>
<p>第 4 条 (公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>第 4 条 (機関)</u> <u>当会社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第 4 条 (公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 5 条 (公告方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当会社が発行する株式の総数は、112,000株とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、112,000株とする。</p>
<p>第 6 条 (基準日) 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第7条 (株券の発行)</p>
	<p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第8条 (自己の株式の取得)</p>
	<p>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>第7条 (名義書換代理人)</p>	<p>第9条 (株主名簿管理人)</p>
<p>当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p>
<p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>
<p>3. 当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第8条 (株式取扱規則)</p>	<p>第10条 (株式取扱規則)</p>
<p>当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>当社の株券の種類ならびに株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 9 条 (株主総会の招集) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 10 条 (招集権者および議長) (条文省略)</p> <p>第 11 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>株主</u>の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (株主総会の招集) (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (株主総会の開催地) <u>当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において開催する。</u></p> <p>第 13 条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u> に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 15 条 (招集権者および議長) (現行どおり)</p> <p>第 16 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使できる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第 2 項</u>に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第13条（議事録） <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印、または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第14条（員数） （条文省略）</p> <p>第15条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. （条文省略）</p> <p>第16条（任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第17条（代表取締役および役付取締役） <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. （条文省略）</p>	<p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数） （現行どおり）</p> <p>第19条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略）</p> <p>第19条（取締役会の招集通知） （条文省略）</p> <p>第20条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数 が出席し、出席した取締役の過半数で 行う。</p> <p>（新設）</p> <p>第21条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領 およびその結果については、これを議 事録に記載または記録し、出席した取 締役および監査役がこれに記名押印ま たは電子署名する。</u></p> <p>第22条（取締役会規則） （条文省略）</p> <p>第23条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会の決議に より定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>第22条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わるこ とができる取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数をもって行 う。</u></p> <p><u>第25条（取締役会の決議の省略）</u> 当社は、会社法第370条の要件を満 たしたときは、取締役会の決議があつ たものとみなす。</p> <p>（削除）</p> <p>第26条（取締役会規則） （現行どおり）</p> <p>第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執 行の対価として当会社から受ける財産 <u>上の利益（以下「報酬等」という。）</u> は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>第28条（社外取締役との責任限定契約）</u> 当社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間に、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第24条（員数） （条文省略）</p> <p>第25条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第26条（任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役の員数） （現行どおり）</p> <p>第30条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、任期の満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第34条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第27条 (報酬) 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第28条 (営業年度および決算期) 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第35条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第36条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第37条 (社外監査役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (会計監査人の選任方法) 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>第39条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（利益配当金） <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>第30条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第31条（配当金の除斥期間等） <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第42条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第43条（中間配当の基準日） 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第44条（配当金の除斥期間等） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を強化するため2名を増員し、改めて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されますと、選任される取締役の任期は、1年となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
1	ト部 邦彦 (昭和21年10月9日生)	昭和54年3月 株式会社ニチイ(現 株式会社マイカル)入社 平成3年2月 当社常務取締役 平成7年5月 当社専務取締役 平成10年5月 当社代表取締役副社長 平成13年5月 当社代表取締役社長(現任)	700株
2	城田 正昭 (昭和26年9月15日生)	昭和49年4月 株式会社ニチイ(現 株式会社マイカル)入社 平成3年2月 当社取締役S I 事業部長 平成7年5月 当社常務取締役S I 事業部長 平成9年7月 当社常務取締役サティ・ビブレシステム事業部長 平成13年3月 当社常務取締役流通システム事業部長 平成14年4月 当社常務取締役GMSシステム事業部長 平成16年4月 当社常務取締役プロジェクト統括部長 平成16年6月 当社専務取締役プロジェクト統括部長 平成18年4月 当社専務取締役ソリューション事業統括兼プロジェクト統括部長(現任)	390株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
3	長田光男 (昭和37年5月16日生)	昭和60年4月 株式会社ニチイ（現 株式会社マイカル）入社 平成3年2月 当社入社（出向） 平成4年9月 当社転籍 平成11年3月 当社ストアシステム部長 平成12年3月 当社プロダクト事業部長 平成13年5月 当社取締役プロダクト事業部長 平成14年4月 当社取締役流通・サービスシステム事業部長 平成15年4月 当社取締役流通システムプロダクト事業部長 平成18年4月 当社取締役プロダクト事業統括兼ストアシステム事業部長（現任）	206株
4	大西誠 (昭和33年1月18日生)	昭和56年4月 株式会社ニチイ（現 株式会社マイカル）入社 平成3年2月 当社入社（出向） 平成4年9月 当社転籍 平成7年11月 当社オープンシステム部長 平成10年8月 当社ビジネスシステム事業部長 平成11年12月 当社IT S推進部長 平成12年3月 当社店舗システム部長 平成14年4月 当社取締役GMSシステム事業部GMSシステムサポート部長 平成16年4月 当社取締役GMSシステム事業部長 平成18年4月 当社取締役アウトソーシング事業統括兼GMSシステム事業部長（現任）	256株
5	新岡弘行 (昭和38年1月8日生)	平成元年4月 富士ソフトウェア株式会社（現 富士ソフトエービーシ株式会社）入社 平成15年6月 当社取締役開発技術統括担当 平成16年12月 当社取締役ソフトウェアセンター長 平成18年4月 当社取締役情報技術統括兼ソフトウェアセンター長（現任）	206株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
6	下垣博美 (昭和26年12月9日生)	昭和50年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社 (現 日本NCR株式会社) 入社 昭和60年5月 富士通株式会社入社 平成13年3月 当社入社、株式会社イムコス常務取締役 平成15年2月 当社営業部長(現任)	72株
7	服巻俊哉 (昭和38年1月28日生)	昭和61年4月 株式会社ニチイ(現 株式会社マイカル) 入社 平成3年2月 当社入社(出向) 平成4年9月 当社転籍 平成16年4月 当社カードシステム事業部長(現任)	71株
8	吉田裕 (昭和29年8月17日生)	昭和56年2月 株式会社ニチイ(現 株式会社マイカル) 入社 平成13年3月 グローバルネットエクスチェンジ・ジャパン株式会社取締役 平成14年1月 コナミススポーツライフ株式会社入社 平成16年4月 当社入社、当社東京企画管理室長 平成17年4月 当社GNX推進室長 平成18年4月 当社Eコマース推進室長(現任)	50株
9	榊原満 (昭和36年7月19日生)	昭和58年4月 株式会社富士ソフトウェア研究所(現 富士ソフトエービー株式会社) 入社 平成9年10月 同社八王子事業所長 平成13年4月 同社IT事業本部第3システム部長 平成15年4月 同社IT事業本部オープンシステム部長 平成15年10月 同社IT事業本部副本部長 平成18年4月 同社IT事業本部産業システム事業部長(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者 榊原満氏は、社外取締役の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

現在、当社の監査役は2名であります。当社は、第17期営業年度において資本金が5億円以上になりましたため、「会社法」に基づき、監査役は3名以上で、そのうち半数以上は社外監査役である必要があります。つきましては、法令に定める要件を満たすとともに、当社の監査体制を強化するため、監査役1名を増員いたしたく、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
村田智之 (昭和40年5月19日生)	昭和63年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成6年9月 青山監査法人(現 中央青山監査法人) 入社 平成17年8月 村田公認会計士事務所開設 平成18年4月 甲南大学会計大学院教授 現在に至る	—

- (注) 1. 監査役候補者 村田智之氏は、社外監査役の候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役足立金治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
足立金治	平成16年6月 当社取締役 現在に至る

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、第17期営業年度において資本金が5億円以上になりましたため、「会社法」に基づき、会計監査人の監査が必要となります。つきましては、会計監査人1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、会計監査人候補者中央青山監査法人につきましては、平成18年5月10日付で、金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けておりますため、本総会において選任された後、平成18年7月1日に会計監査人の資格を失うこととなります。これにより、当社は会計監査人が欠けることとなりますので、これを補うため、「会社法」第346条第4項に基づき、本総会終結後に組織される監査役会において一時会計監査人（仮会計監査人）を選任する予定であります。

本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

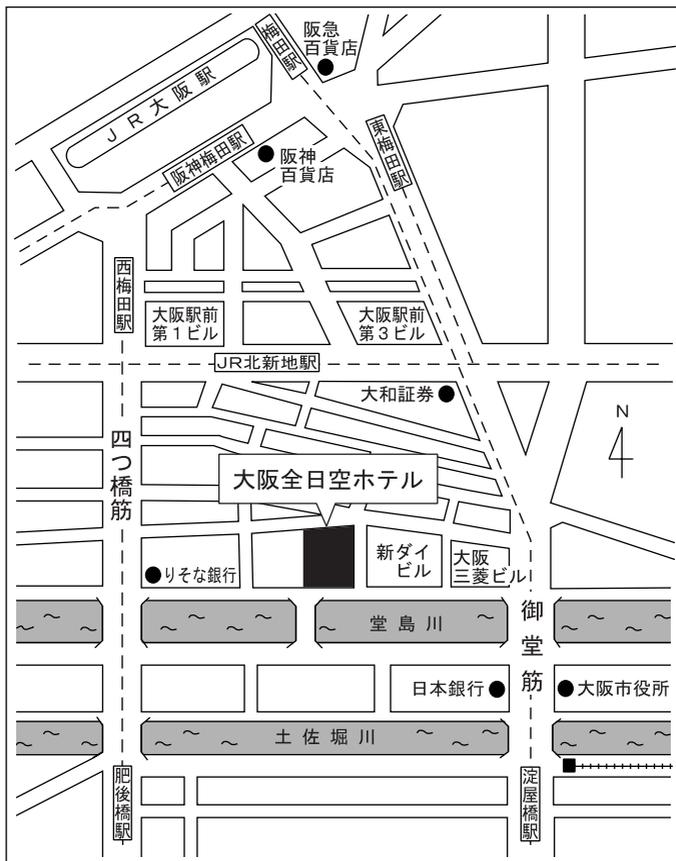
名 称	中央青山監査法人
事 務 所	(主たる事務所) 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル32階 (その他の事務所) (国内) 24ヶ所 (海外) 28ヶ所
沿 革	昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立 昭和59年7月 中央会計事務所がクーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームとなる 昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成10年7月 クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルとプライスウォーターハウスとの間で世界レベルでの合併が成立 平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併

概 要	平成18年3月31日現在	
	構成人員	
	社員（公認会計士）	451名
	職員（公認会計士）	1,400名
	（会計士補）	717名
	（コンサルタント、その他）	939名
	合 計	3,507名
出資金	1,507百万円	
関与会社数	5,171社	

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
大阪全日空ホテル 4階 平安の間
TEL (06) 6347-1112 (代表)



○交通機関

- ・ JR東西線「北新地駅」より徒歩3分
- ・ 京阪本線・地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」より徒歩5分
- ・ 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」・「肥後橋駅」より徒歩5分
- ・ JR「大阪駅」および阪急・阪神・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩10分

○ご注意

駐車可能台数に限りがございますので、なるべく上記交通機関をご利用ください。